

【令和6年度税制改正について】

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「固定資産税 土地の負担調整措置の延長」(令和6年4月1日施行)

地価や地域の経済状況によって負担が不均衡になることを防ぎ、負担水準の均衡化を促進するための調整措置の適用期限を令和6年度から令和8年度まで3年間延長します。

「個人住民税 所得割額の定額減税」(令和6年4月1日施行)

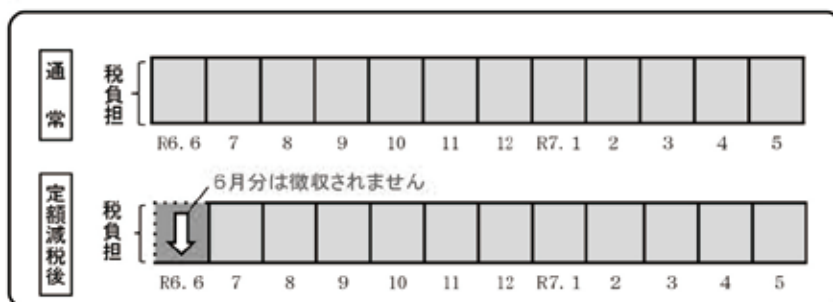
令和6年度分の個人住民税所得割額から、本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税します。
徴収方法別の減税の概要は以下のとおりとなります。

徴収方法(令和6年度分)

(定額減税の対象となる方)

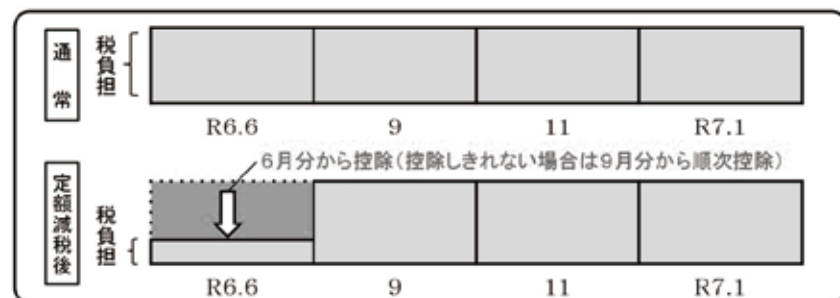
① 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

➤ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



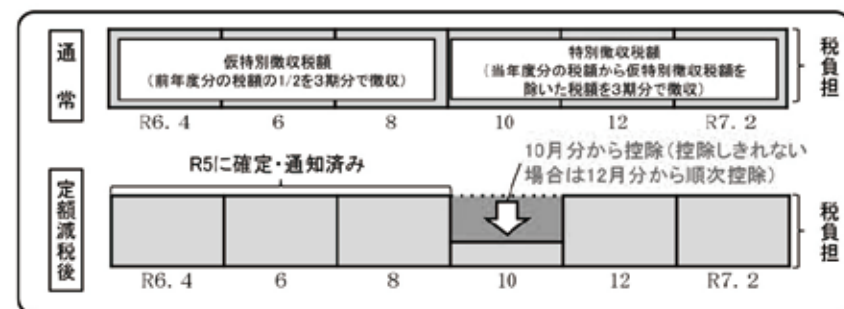
② 普通徴収(事業所得者等の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年9月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



【森林環境税の課税が始まります】

森林環境税は、森林整備等に必要となる財源を安定的に確保する観点から創設され、令和6年度から新たに課税される国税です。

令和6年1月1日に国内に住所を有する個人に対して、個人住民税の均等割とあわせて1人年額1千円が賦課徴収されます。

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年間1千円引き上げられていたため、個人住民税の均等割及び森林環境税を合わせ、令和6年以降も年額5千円となります。

■お問い合わせ

税務住民課 税務係

☎ 4-2511

内線 113

☆ 4-251103